和歌山縣議會の友

發行所　和歌山市小松原通　和歌山縣秘書課
編集兼發行人　森　三慶
印刷所　和歌山縣印刷所
定價（公）1部2圓50錢

焚火の後始末は完全に！

九月定例縣議會

追加豫算六千五百余萬圓を可決

デラ・七、五水害第二次融資等計上

去る九月二十八日定例和歌山縣議會が招集されて本年度第三回目の追加更正豫算、その他緊急案件について愼重活潑な審議が續けられ十月七日閉會されたが、今議會で議決を見た豫算の內容中主なものはデラ、七、五水害に對する第二次融資（貸付金）二千萬圓今回の行政整理による縣の一般職員と定員定額實施による教育關係職員の退職給與金一千二百萬圓法令改正により增額交付を要望する一般及び教育關係職員の共濟組合交付金四百余萬圓海外引揚援護關係經費千余萬圓旱害恒久施設費の四百余萬圓、道路橋梁及び港灣費千余萬圓小、中、高等學校及び盲學校聾學校關係の職員費等千余萬圓電力對策費百七十余萬圓特別會計補充費六百余萬圓等であり何れも法令等に基く義務的負擔もしくは緊急當面の案件のもののみであり可決された。

この內今議會の支出豫算中注目すべきものそしては旱害恒久對策費の四百余萬圓は紀北五ケ村に對する溜池工事費の二分の一補助であり無点燈村絕無を期しての受電、自己發電への補助、その他漁業共濟基金の運營費等がある。

なおこの歲入の殆んどは地方配布說によることとなつている。

この他條令では各府縣で相當問題となつていた遺告條令等も審議決定された。

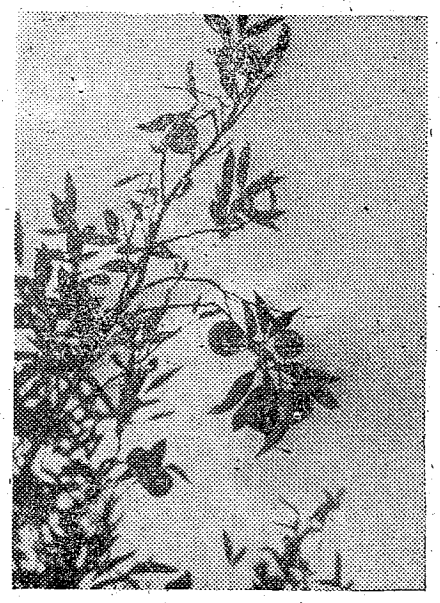

山々を
染めつつ
あかく
色づきし
紀州蜜柑に
如くものでなき

紀伊水道は當然

瀨戶內海々區除外問題と本縣

昭和十二年十三月四日農林省令第四十七號瀨戶內海漁業取締規則第一條第一項第一號により、「紀伊國紀伊日の御崎の燈台より阿波國伊島を經て蒲生田岬に至る直線」と規定せられ、和歌山縣に於ては、日高郡、有田郡、和歌山市及海草郡の一市三郡が、德島縣に於ては、那賀郡、勝浦郡德島市、鳴戶市及板野郡の二市三郡の海面がそれ〳〵瀨戶內海の區域に指定せられ、外海と分離されて各種の漁業について特別の制限を加えられて來たのであるが、今回漁業法の改正に際し、この區域を「鳴戶市大磯崎東端より沼島南端沖の島燈台及び地の島の北端を經由して和歌山縣大阪府の兩府縣界に至る直線」と變更して欲しいというのが、所謂瀨戶內海々區除外問題の大要である。その理由とする点は

一、本海區卽ち紀伊水道は純內海とその海況を異にするのであつて、棲息する海藻魚貝類や、その漁法を研究すれば分明するのであるが、今その詳細なる記述を省略しなければならないのは遺憾である。

二、本海區は外海と極めて同條件にある。これを外海と引離し各種漁業に特別の制限を附けることは不合理であり、業者の生產意欲を阻害する。

三、地元關係地區漁民の主体性ある基本的權利を熱烈に要望する。

と言うのであつて、何ら內海漁民に對し不利ならしめるものでないことを强調しているのである。

この運動は、事情を等しくする德島縣と共に昨年十月五日以來、三十數回に亘り、關係方面と接涉し陳情請願等を行うているのである。

衆議員水產常任委員一行の現地調查

九月十七日より十九日にかけ石原委員長外五名の視察團一行が來縣現地の調查を行うたが、本縣よりは早川、田淵兩代議士內田議長前田農林部常任委員長山崎、藤本、上西委員篠原縣議、知事、農林部長漁政課長水產課長外、除外實行委員全委員等參會、德島縣、兵庫縣からも各二十名が參會した。

第一日、十七日は要望線視察、第二日十八日は現在線視察及び三重縣の意見を聽取し、第三日十九日は和歌山縣、德島縣の陳情聽取を行い歸京した。

視察團の意見概要

第一案　現在線を其の儘存置し、要望線と現在線の海域を瀨戶內海から除外して新に一海區を設置する豫定である。

第二案　第一案に大阪灣を含めたものを新海區として設置する。

本縣及德島縣の意見は、視察團提案の兩案ならば何れにしても異議なく常任委員に一任する旨回答し、兵庫縣は此の席で確答し難い旨を回答した。

其の後九月二十三日漁政課長、和田水產振興對策委員會副會長が上京の際、兵庫縣十數名が本問題反對陳情に上京しているのに出會つたが、衆議院側の態度必ずしも樂觀を許さず、尙兵庫縣に於ては內海關係府縣に電報して團結反對の氣運をあふる模樣であり。從つて十月六日更に德島と連合して陳情に上京する豫定である。尙十月十三日全國知事會議終了後、小野知事が關係各方面に對し陳情する豫定である。

最も科學的なる根據により合理的なる解決が望ましく本縣としても正當なる意見はあくまで主張し貫徹しなければならない。

防火運動實施にあたり

市町村消防關係者に望む

和歌山縣知事　小野眞次

昨年三月七日消防組織法が施行され、これまで國家統制の下に置かれていた消防は、市町村の責任と機限によつて運營されることとなり、ここに消防自治の原則が確立し、消防に關する組織施設、やり方は市町村みづからの判斷によつて行つていかなければならないことになつた。

そこで、市町村は、それぞれその實情に應じ、或いは消防署を設置して消防に專從する職員を置き、或いは消防團を設置して義勇消防員をして消防に當らせる等、消防は、今やは、一般的に申すならば、現狀においては施設の面においても人の面においても、まだ〳〵改善充實を要するてよいであろうか。私要性を納得させ實踐しわるのは、本當はこれからだと思う。

消防の實を擧げるには、一般人の消防思想の涵養と、消防人の消防であるので、私は以下消防人各位のこの上ともの御努力を希望してやまない。

その第一の問題は、消防人の素質向上、技術の練磨、能力の養成である。現在及び將來の消防が防火のみ消防ではなく、法令の解釋適用、執行或いは危險物の處理、消防設備の標準、建築同意の關係等技術的專門的知識を必要とするが故に、特に今後の教養訓練が重要な問題である。

その第二は、愛される消防にならなければならないことである。消防が市町村の消防となつた今日、消防の基盤はとりも直さず市町村の爲に、市町村民の爲にあることを忘れてはならない。これが爲にはみづから實力を養成して適切な處置を親切にやらなければならない。眞向から權力を振り廻すようでは煙たがられ、遠ざけられるばかりである。

第三に消防施設の整備充實を計らなければならない。如何に消防人の素質向上能力の養成を圖ろうとも、火災が容易に鎭壓できないような貧弱な施設では市町村民は不幸である。特に市町村財政の窮迫を告げている現在においては、この問題は非常に至難な問題であるが、熱と努力で解決の方途を見出して貰いたいものである。

防火運動を實施するにあたり聊か所懷を述べて將來に對する消防の充實向上の爲に、市町村消防關係者は一層の研讃努力を續けられんことを念願してやまない。

縣人事移動

十月十日付發令さる、括弧內は舊職

總務部次長（庶務課長）根來主一
庶務課長（農業資材課長）津名五良
文書課長（文書課係長）池田昇
調查課長（醫務課長）秋月健三
統計課長（食糧課係長）横山匠
稅務課長（稅務課係長）下林弘
食糧課長（西牟婁地方事務所長）芝地幸吉
農務課長（食糧課長）木下正雄
農業協同組合課長（統計課長）中村三郎
農地課長（農地課係長）田中毅
醫務課長（調查課長）西村仙次郎
公衆衞生課長（新宮保健所長）今村榮治
海草地方事務所長（文書課長）久保美隣
西牟婁地方事務所長（工業指導所長）山口俊三
東牟婁地方事務所長（農地課長）細澤辰幸
工業試驗所長（計畫課係長）中四郎
人事課勤務（東牟婁地方事務所長）百田健三
漁業資材課長（農林部長）永井純一郎
事務取扱
（以下十月一日發令）
勞政課長（勞働者事務官）杉本珍己
勞働委員會事務局長（勞政課長）高岡俊一

▲どこの役所へ行つても玄關には必ず燕尾服を着こんだ小使が控えていて丁寧に案內する▲議會はと覗いてみると、議長は白いカツラを冠り足にはゲートルみたいな物を卷き恐ろしく古風な服裝で高い所へデンと納まる。▲議場の入口の所に太い線が引かれていて議員は出入するタンビにここで一旦立ち止まり一々議長席に向つて敬禮する▲これを若しオトギの國の夢物語かと思う者があつたとしたらそれこそトンでもない大間違い。▲これは今日世界の先進を以て任ずる西歐のピカ一イギリスの國で行われている官廳風景の一コマ。▲だからといつて英國を非民主々義國家だと思う者はいないだろう。▲デモクラシーと言い民主々義と言う。その絕對必要性は說明するまでもないが、要は精神の問題理會の問題だ。▲いくらアロハシヤツが街頭にはん濫しようがロングスカートが都鄙を風靡しようが、そんな事は斷じて民主々義發展の尺度にはならぬ、▲新しい物事の体得は先づそ本質を握り乏に悟入しなくてはならぬ筈▲未梢的な官能の享樂のみを追つて外形だけをまね頭がカラツポというのではなさけない。▲眞にその精神內容を体得して形式の末節など眼中に無いという位にまで徹しなければウソだ。（M）

第三回縣下民生委員兒童委員大會開催

社會狀勢に對處する方策協議さる

社會狀勢は經濟九原則の實施その他多くの複雜困難な社會問題を生じつつあり、更に引揚に伴う今後の動向につき民生安定は一段と考えなければならないとき、この問題の具体策を研究し今後自主的に活動方針を確立して清新溌剌なる斯業の進展を期するため十月一日午前九時より有田郡箕島第一小學校において第三回縣下民生委員兒童委員大會が開催せられた。

この日縣下各地の民生委員兒童委員一八〇〇名の代表者五〇〇名早朝より續々會場につめかけ、地元箕島町も驛前に歡迎アーチを設ける等箕島町を民生事業色にぬりつぶした。

定刻午前九時開會、石井縣民連會長の式辭知事代理森秘書課長の告辭、全日本民連會長近畿民連會長、地元箕島町長の開會の挨拶に引續き表彰、感謝狀贈呈等あり議事に入り民生委員制度とその振興方策、兒童福祉事業の運營とその徹底を期する方策等の議題を中心に終始熱心な自己の体驗、取扱事例に基く意見發表等數時間に亘つて活潑に續けられ、特に婦人委員の旺盛な意見發表は非常に力强いものを感じた。最後に別項の如き決議が行はれ午後五時意議深いこの第三回大會の幕をとじた。

閉會後の數十分を利用して箕島町委員一同の民生事業をテーマとした芝居の慰安演藝があつたが全町委員の全てに亘る一致した氣持は參會者に非常な感銘を與えた。

決議

一、民生委員法を眞に斯業進展の强力な基盤たらしめるため其規定乃至之に基く措置で第一線の實情に適合しない部面の是正を强く要望すると共に深く省み精神の陶冶知識の向上技術の錬磨に努めその組織を愈々强化し以て制度の本領を發揮せんことを期す

一、生活保護法をして流動しつつある國民經濟生活の實態に適合せしめるため必要なあらゆる努力を拂うと共に一面創意と工夫を凝らして惰民養成の弊を防ぎ特に、引揚者、未亡人、社會闇黑に働く婦人等敗戰に伴う新たな要援護階層の輔導更生には一般の意を用い更に進んで社會保障制度制定の促進を圖り以つて國民生活の安定確保の速かに具現せんことを期す。

一、兒童福祉法をして單なる觀念的なものにとゞめず本格的軌道にのばすため更に一層の關心と努力を集中することは素より特に兒童委員の立場と强く自覺し當面の社會的疾患たる青少年の不良化、孤兒、浮浪兒等の如きは我等の果敢な活動と福祉施設の擴充整備とにより解決の歩を進めんことを期す

一、民生事業、兒童福祉事業、その他社會事業全般に對して一般大衆の認識は極めて低調であることは斯業の全面的振興に一大障害を爲しているといわねばならない。仍つて我々關係者は獨善的、自慰的態度に安んぜず內に自らの研鑽努力を重ねる一面廣く社會の理解と協力を啓發誘導するにつとめ之を强力な背景として斯業進展の態勢を速かに確立せんことを期す

昭和二十四年十月一日
第三回和歌山縣民生委員兒童委員大會

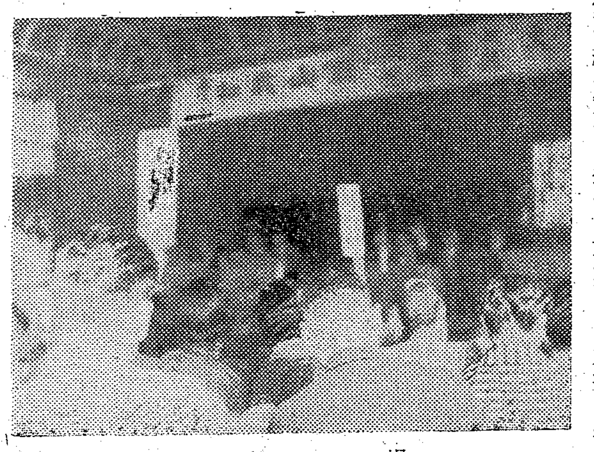

大會々場

農村に於ける防火對策について(上)

地方課 山田敏淸

まえがき

都市における消防と農村における消防は、原則的にその防火對策にかわりはないが、都市と農村は、その生活樣式、作業形態の本質的相違から建物、地勢等も異つているし消防裝備も大きな懸隔があり、その活動能力も優劣があるため、火災そのものの燃え工合も自づから相違してくるから、これに對應する防禦方法も若干異つてくるわけで、以下農村における防火對策について述べ參考に供したいなお農村といつても半農半商、或は八分通り商業であつても、地方の小都市の消防は、その性質は、農村消防とさして變りはないと思われるから、この對策に準じて行動すればよいと考える。

一、防火對策

火事場へ行つて、その場主義的に放水していては、火は消えないどころか、却つて延燒は擴大し、水の害が大きくなるという珍現象を惹起する。その代りたとえ貧弱な消防ポンプ一時としてバケツだけでも見事に消防の目的を達することがある。結局は頭の働かし方、卽ち現場における防火對策如何が大火にもするし、小火ですますこともできるのであつて、そうしたことは平素の研究訓練にかかつてくる譯である。消防ポンプという代もののなかつた舊藩時代における消防對策というか防禦方法は、實によく研究せられ、平素から「お定め書」として制度化していたことは、我々の味うべきことである。

昔から敵を制するには、先づ己を知つて、次に敵を知れという俚諺があるが火事場における消防對策防禦にしても、先づ自己の消防力を前提として火勢をよく觀察し、然る後狀勢に應じた防火對策を講ずべきで、而もこれを瞬時に決しなければならないのである。自己の消防力を知るには

1、責任區域內にある消防ポンプの數と出場に要する時間、各部落に到達するに要する時間。

2、應援してくれる消防ポンプについても右同。

3、1 2の消防ポンプが利用し得る水利の利用價値水量、ポンプ据付場所等。

4、消防團員の能力――研究訓練の程度。

5、部落民の協力程度――平素の理解。

等が主体となるべく、これに所有するホースの數、走行する道路の良否等も考慮に入れねばならない。

敵を知るには、火勢は如何にして擴大するものであるか……。從來の農村における火災の擴大原因を調査考察してみるに大体次のようなものである。

1、出火發見の遲延
農繁期は、晝間不在夜間熟睡で共に出火の發見が遲く、出動も遲れるので大火となり易い。

2、部落の密集程度
空地なく、家屋、納屋、土藏が不規則に相接しているときは延燒擴大し易い。建物自体は少々離れていても垣、薪のように家屋の周圍に離然とおいてある燃え易いものなどは極めて危い。

3、水利の可否
これは、自己の消防力という点から考えられる。

4、氣象關係
最もひどいのは濕度である。濕度の低いときに火事が起り易く、若し起つた場合大火となり易いことは、今日あまりにも有名である。

5、地形
傾斜地にあつては、上方へは火災上昇により、下方へは燒崩れにより擴大する。(時としては、風と無關係に。)

6、道路
一本道は、消防ポンプの入るのに困るしポンプの配置をするにも困る。狹い路はポンプの活動に支障を來すばかりではなく延燒もし易い。

7、特殊建物
學校、役場のような大きな木造洋風建物は、特別の燃え方をするし、これに火がつくと他への影響も大きい。工場、社寺等も注意を要する。

こうした敵の力というか延燒擴大する原因は、大体平素から判つていることであるから平時によく調査研究して出火の場合の對策を豫め定ておくことが必要で、火事のとき、直ちに適當な防禦動作がとれ損害を少くするに役立つ譯である。

二、消防力

自己の消防力について、今少詳しく檢討してみることが必要である。

先づ消防ポンプの數と、出場に要する時間各部落に到達するに要する時間の問題であるが、農村では都會と異つて消防ポンプが一台若しくは二台とゆうのが普通て、中には全然その施設がないものもある。だから自己消防力とゆうときには、どうしても應援してくれる消防團のポンプも計算の中に入れねばならないが、何れにしても先ず誰かが出火を知つてから半鐘を入れ、若干の團員を召集してからでないと出場できない。殊に運轉操縱者が來ないと肝心の消防車が動かない。こんなことをしている間に十分や三十分はとつくにすぎて了う。その間に火の手は可成大きくなりつつあることは否まれないことである。

山村へ行くと消防車の入らない部落は隨分多い。漁村、平地の農村でもそんな處のあることも計算の中に入れておかねばならない。そうした時、部落に腕用ポンプでもあればそれを使うが、なければバケツの手送りによる方法によらねばならない。

消防車の來る前に、こうした原始的な方法によつた方が案外効を奏する場合がある。

水利のことだが、貯水池、用地いづれにしても消防ポンプが一〇〇パーセント利用するためには、水量は勿論のこと、これにポンプが入り得る道路のことポンプを据付ける位置の地盤の强弱水平度、更に一台のポンプが利用し更に一台のポンプ、更に一台という風に數多くのポンプが互に利用することも考えに入れねばならない。

用水の場合は、水を堰止めることや、上流の分れ堰を開くことも、いざ鎌倉のときは安外ねかかり勝ちである。

(以下次號)

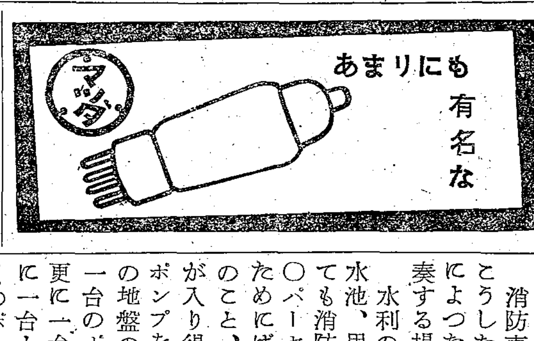

防火週間 10月17日～23日迄

所得税 十月豫定申告 十月修正豫定申告 第二期分納税 の御知らせ

◉十月豫定申告をしなければならない人

六月豫定申告をしなかつた人で、本年一月から九月迄の實際の所得と十月から十二月までの所得の見込額との合計額が一萬五千圓を超える人は、十月中に十月豫定申告書を提出しなければなりません

◉十月修正豫定申告をしなければならない人

さきに六月豫定申告書を提出された人で本年一月から九月までの實際の所得と十月から十二月までの所得の見込額との合計額が六月豫定申告書(訂正申告書)に書かれた所得金額とくらべて增減ができた人は十月中に十月修正豫定申告書を提出しなければなりません。

以上の人は必ず申告しなければなりませんし又申告のする必要のない人で納税のみの方も必ず第二期分の納税をせねばなりません。これらの人々並びに第二期分の納税にそなえて税務署は申告書、納付書、説明書を取揃えてお待ち致しておりますから積極的に期日迄遲れない樣に御協力下さい。

和歌山縣下各税務署

和歌山鐵工株式會社
取締役社長 岡崎淸次郎
和歌山市南片原二ノ四
電話八四・三六〇二番

日本冷藏株式會社
和歌山工場
和歌山市元町奉行町二ノ二三
電 四八五・一五七九番

静かな洋室
わか山ホテル
高島屋前東半丁
電 三〇六番

化學、搾油ピレス高壓ポンプ フキルター、其他設計製作
阪和造機工業株式會社
代表者 金丸種造
和歌山市北小雑賀四四三番
電話 二一五・二一六番

不老館
和歌山市和歌浦不老園
電 (和歌山)六二五 (和歌浦)四一〇番

二億五千萬圓を灰に!!

本縣昨年中の火災による損害
來る十七日より防火週間實施さる

全國的に見て、昨年中に百三十三億一千九百二十万九千二百四十六圓を灰にしてしまつだが、本年は六月末までに既に百八十九億六千九百六十三万七千百九十七圓を烏有に歸してしまつた。

本縣について調べると、昨年中に全燒百三十六戸半燒六十四件、その損害二億四千四百八十二万三千三百二十圓を灰にし、本年九月末までには百五十八件、一億一千二百一万四千四百八十圓を燒いてしまつたのである。

昨年度の縣一般職員費一億七千百六十六万五千六十八圓、教育費五億六千八百十八万五千五百三圓、震災風水害復舊費六億三千五十四万八千八百九十三圓、縣の豫算總額二十一億九千九百四万八千四百六十一圓と對比して見る時、如何に巨額の縣民財があたら一抹の煙として喪失されているかゞ判然とする。

本月十七日より一週間、防火週間を全縣下一勢に實施されるが百万縣民の絶大なる協力を願つて已まないものである。

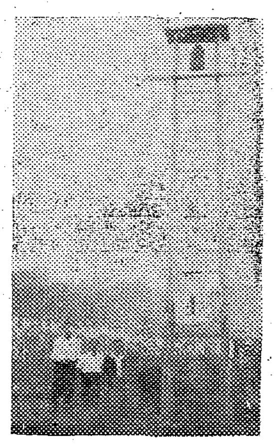

ここに紹介したいのは、西牟婁郡上秋津村である。十七年間無火災村として進駐軍民事部から表彰され、縣知事からも表彰されたが十代目の現消防團長山本英一氏を中心とする團員村民の協力は非常なものである。消防團の使命は火災を消すよりも、火災を未然に防ぐに如くはない。山本團長は、防火展を開催して、生徒兒童からポスターを募集して防火思想を子供を通して父兄に普及させ、四十日間をかけて十日間をかけて十數箇の模型を製作して失火の原因を明瞭にし、或は自作の紙芝居で各部落を巡回したり、團員が夕炊時各部落を巡視して煙突を檢査する等、献身的な活動が續けられている。一眼に眼帶をあてた團長から右の説明を聽き今晩も紙芝居を携帶して部落に行くのだと言うのを聞けば、その熱意に打たれる。歸途人家の上に聳立する十七年間火災を報じて鳴らされたことのない警鐘を見上げた時の感慨も又深いものがあつた。

これからは火災の季節に入る。「火の用心」を縣民各自がしかと胸にして、防火に協力せられんことを冀念するものである。

防火運動實施要項
十月十七日——二十三日

最近の火災狀勢は實に憂うべきもので本年度は全國的に見て既に六月までの半ケ年に昨年の損害額を遙かに突破している實情にあるこの原因は昨年中は二百世帶以上の燒失火災件數四件であるに比し本年度は六月末に於いて既に九件を燒失している故で、この大火の因たる出火の絶滅を期するためこの週間を契機として徹底的な防火運動を持續して行かねばならぬ。尙本縣に於いては別表の通りこの十月には全然火災が生じていないので縣民一人々々の注意により無火災の記錄を作りたいものである。

本週間中縣に於いては關係諸團体との連絡及び週間中必要な資料の作成提供、即ちラジオ新聞等による火災豫防上の注意事項の解説映畫、放送塔、街頭等に於ける視聽覺宣傳を行う。各市町村では戸毎に火の元檢査、消防分團の機械器具の巡回点檢、新ポンプ操法の指導講習、會社工場學校興業場等各種團体に於ける防火避難訓練、防火講演映畫紙芝居の實施、防火ポスター、標語の募集等盛澤山な行事が催される。

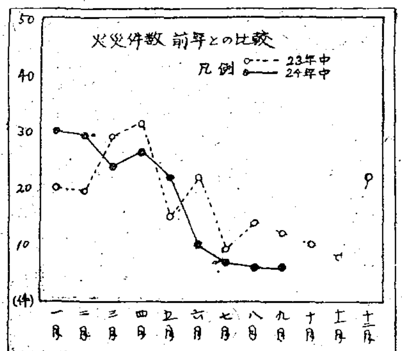

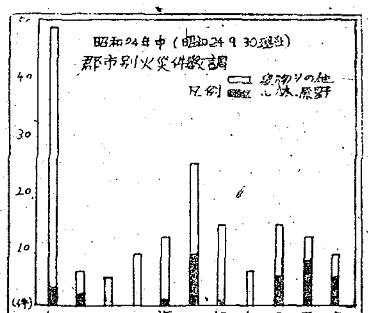

平和のかげに
擧村一致の防火熱
「消防少年」は活躍する

平和の村鮎川は役所、學校、消防團、一般村民擧つて防火に徹している村で、口より實行の消防團、これに感ずる一般村民、〝雨だれ岩を穿つ〟消防少年と、平和の程おのずから解せられるのである。

村民感謝の消防團

當村消防團は殆ど自發的入團をした六〇名から成つており、全員「消防」團員たる矜持をもつて缺勤一日もなく、徹底した果敢な實行力は他村から緊急時第一線活躍を要請されている。

「緊急時に限らず平常の嚴然たる警備には、こそ泥も出ず、亦當村のため全分野に於いて活躍するこの熱に村民も大いに協力する結果となり、こんな嬉しいことはない」との村長の謝辭に對し

「いや、私達が存分に働けるのも村民各位の御助力と少年消防の熱意によつてこそでうんとこれに報いるのみです」と機動力及び制服の購入、自然水漕の完備並びに山火事消火法の習得が急務であると附言して團長はこれに答えた。

☆ ☆

消防少年は全村を動かす

誰に聞いても名稱もなく、唯自然に名付けられるようになつた「消防少年」は昭和十八年に子供心に組織し三人一組で今日に及ぶ六年間、雨、風雪にめげず一日も休まず村の寒夜を守り貫いたのである。彼等は新制中學生で毎年十一月から四月末までの半年間毎夜學業を終えた十時頃から戸毎に注意して廻るのである

「吾々はこの活動振りに全く頭が下り、今日では火の用心の彼等の聲に額面が引締る思いがするのです、全く我々はじつとしておれません」と村民達は異口同音に感謝の辭をもらした。

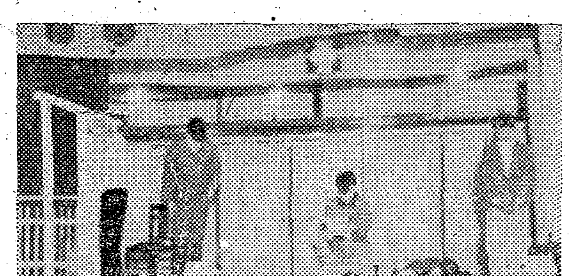

全村民を熱技に魅了する
鮎川村の防火演劇

祭の秋、ここ鮎川村では縣下切つての名物演劇、當村民で組織された劇團で防火思想普及劇を氏神の境内で發表することになつた。

この夕、消防團に警備を任して全村總出、近隣村からもトラック等で續々と押しかけ觀衆二五〇〇余名、流石の會場も立針の余地なく場外まで溢れる。

上演されるのは村の荒木吉松氏脚色の防火思想普及劇、現代劇「あけ行く村」と時代劇「江戸の華火消」である

「明け行く村」は柳川秋葉原作四幕もの、一貧村の公共事業特に防火事業の改善に理解ない私慾にのみ耽る大資本家を納得せしめるもの。

江戸の華火消(五幕)は目明しの藤五郎悪親分に奪われようとする娘を傷つきながらも助けようと格闘する火消組統帥勇造を援ける同組金次が、火災の警鐘を聞き、娘救助か、消火にゆくか進退極まつた時、勇造の令下り消火に駈けつける。

脚色、監督と言い、出演者の熱技は全く觀衆を魅了し、暗々裏に防火思想を十二分に注入することに成功したのである。尙上秋津村消防團長は自作の紙芝居を熱演し大なる感銘を與え感激の一夜であつた。

恩義に酬いたいとの申出
〝中谷潔さんヤーイ〟

在滿時代非常に恩義をうけたので何んとか御恩返しをしたいから左記中谷さんの所在地御存じの方は知らせて下さいとの、熊本縣竹島眞明さんからの依賴がありました。御存じの方は縣秘書課弘報係まで連絡して下さい。

尋ねる人

中谷潔氏、五十才前後家族親子三人位

引揚前住所、滿洲新京市敷島區滿鐵病院南隣

引揚前職業、染色工業經營

昭和二十一年十月又は十一月頃、和歌山縣に引揚げている筈

竹島眞明さんの現住所は熊本市阿蘇郡小國町宮一七三〇(元新京市敷島區蓬萊町一丁目に居住)

防火週間 10月17日~23日迄

(防火民謠)
○火事は消えても孫子の世まで つらや火元の名は消えぬ
○出して消すより出さぬが手柄 火事は身の恥、國の恥
○泣いた坊やをだまして寢せて そつと見廻るかまど口
○父と云う字によく似た火の字 いつも粗末にしちやならぬ

和歌山縣消防協會 會長 土井正次郎 專務理事 田島章太郎

和歌山縣信用農業協同組合連合會 會長理事 小川千春 和歌山市美園町五丁目五〇番地ノ二

和歌山縣販賣農業協同組合連合會 會長理事 澤井政造 和歌山市美園町五丁目五〇番地ノ二

和歌山縣指導農業協同組合連合會 會長理事 田中功 和歌山市美園町五丁目五〇番地ノ二

和歌山縣購買農業協同組合連合會 會長理事 道尻三郎 和歌山市美園町五丁目五〇番地ノ二

優良百貨 丸正 和歌山本町 電五六〇、五六一番

島村建築事務所 島村佐次郎 和歌山市三木町南之町 電話三三三八番

和歌山縣製革事業協同組合 理事長 大河內實 和歌山市三澤町四丁目十二番地 電話二六一二番

大和紡績株式會社松原工場 工場長 吉岡茂雄 和歌山縣日高郡松原村大字吉原二番地

吉田産婦人科 和歌山市和歌浦中通り 電話(和歌浦)一八番

民も下僕も征服者も彼等みな常に告白す。
地上の子の最高の幸福はたゞ人格なれと。
ゲーテ

味覺の秋（一）

岡田康雄

一、栗

「瓜食めば子等思ほゆ栗食めばましてしのばゆいづこより來りしものぞまなかいにもとなかかりて安寢しなさぬ」萬葉の歌人に斯くもとりなされた栗は、今なお大衆に親しまれつつある果實であることに變りはない。

剌のきつい「いが」はいかめしいが、やがて熟期に達し退色黄變して裂開し、秋晴の空に栗色の肌を露すころにはえも言われぬ懐しさがある。私にとつて栗ほど童心に還り、郷愁をそそる果實はない。朝はとく起出て裏山に栗を拾い、夕べには火の邊に寄集い燒栗の味に舌をならし。今ながら思つただけでも嬉しい。

旬を得ざれば食わず。というが栗こそその最たるものの一つであろう。陰暦では九月九日を栗の節句として居るが、その季節が到來し、栗のいがのえむのを見れば味に覺えのある者は誰しも一度は食慾をそそられるのであろう。栗の味は特に美味というのではないが、光澤ある健康そうなあの栗色、ゆで栗の皮を剥ぐ時の感觸、燒栗のポンとはじける音温和な舌觸りとかすかなにおい、こうした素朴なアトラクチブにとらわれるのであろうか。

栗の味はこの新鮮さと素朴さの中に生きて居るから嬉しい。ゆで栗の皮を剥ぐナイフを休める間もなく、燒栗の灰にまみれるのも知らず夜の一時を過すのも樂しいが、茶碗むしや栗飯として賞味するのもよい。栗飯は東京風に飯と栗と別々に作つて、盛りあげた丼飯の上に味付の栗を數個のせるのより、栗もいつしようにして味付飯に焚きあげた方が、においもよく美味い。奈良ではこれをお茶漬にしてくれたが、糀の利いたベツタラ漬で食べた味は忘れ難い。

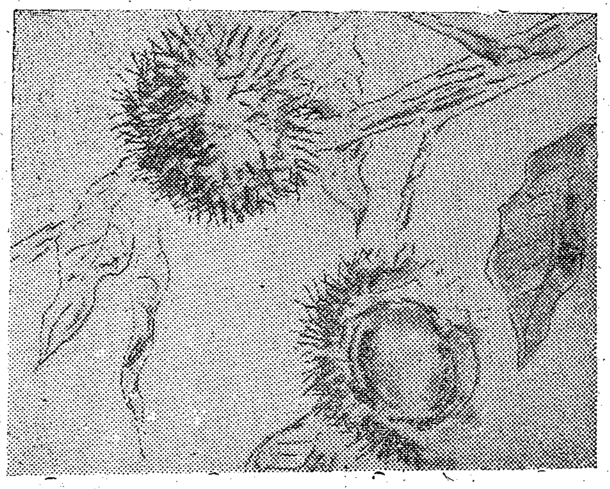

栗を種油でから揚げにしたのを食塩つけて食べるのも乙な味でよいものである。

滿州栗の原生品や北米のチンカピンは問題でない。支那甘栗や平壌甘栗は甘味は多いが小粒で併も特有の香りがなく、歐州のマロンも形は多少大きいが之等と大同少異である。

日本栗は澁皮が剥けないのと甘味が多少劣て居るが果粒ば大きく特有の香があるので糖分を補う加工には適し古くから栗ふくめ煮、栗きんとん、栗ようかん、栗ぜんざい、シロツプ漬罐詰として用いられ、凝つたものとしては栗酒に造り、またえてマロングラツセに製菓されて居る。

歐米では感謝祭の七面鳥料理の詰物（スタツフ）として必需の品とされて居り。我國より輸出する栗の多くはこれに用いられて居た

日本栗の中にも多數の品種があつて、そのうち座が比較的小さく腹面の丸味をもつた輪廓のもの即金赤、鹿の爪、今北等は品質が優れ、扁形をなすゴシヤ長興寺、美濃等の品種は良くないといわれて居る。

本縣には昔から熊野に三度村（みたびぐり）という山栗があつて、これは早生としては大果の方で、味もよいが木が著しく倭性で栽培は普及して居ない。花も年三回咲き、最初の花だけが結實するという特殊なものである。

尚最近本縣で奨勵品種として居る銀寄は品質は中の上で、果の大さも中の大甚豐産が生食、加工、輸出用に適する大衆的品種で味は優良の中に入れられる近縣の産地も大部分この品種で兵庫、大阪、京都で古くから丹波、但馬、攝津の栗で名聲を博して居る、本縣も之等の産地に充分互して行ける適地であり、現在では西牟婁、日高那賀及伊都郡に約四〇町歩の栽培があるが、最近急速に増加しつつあるので縣内産のものを以て秋の味を滿喫出來る日も遠くはあるまい。

米と甘藷の供出リンク物資割當

點數切符の六割前渡し

昭和二十四年産米、甘諸の供出リンク物資は綜合獸數制によつて配給されることになつた。

◎配給基準
米は玄米一石につき十點
生甘諸は百貫につき三點

◎超過供出。早出し等の場合
米は、十月二十日迄の早期供出の場合は三割、超過供出の場合は十割生甘諸の早期供出數量には十割、昭和二十五年三月一日以降の遲出供出の場合には二十割とそれぞれの點數に加算される。

◎酒は事前割當されている數量に對して米一石につき二、六合生甘諸は百貫につき一、三合の割合で配給される

◎供出完遂農家には一戸當り放出タバコ、放出縫糸、放出石鹸の内いずれか一品目の特配がうけられる

本縣に割當てられたリンク物資の郡市別割當と單位別點數は次の通りでありますの超過供出農家及び生甘諸の遲出農家に對しては玄米一石につき三〇點生甘諸百貫につき九點としてつぎの米軍放出物資が配給される。

昭和二十四年度米甘諸供出リンク物資割當表

種別＼郡市別	和歌山市	新宮市	海南市	田邊市	海草郡	那賀郡	伊都郡	有田郡	日高郡	西牟婁郡	東牟婁郡	合計	單位	點數
綿織物	四、一二五反	二九九	一八三	一三六	九、七〇七	一三、二二九	三、八〇五	三、五二一	八、六二五	二、九二四	七一六	四七、三〇〇	一反	三五點
綿作業ズボン	五五七本	四一	二五	一八	一、三三三	一、七八七	五一五	四七六	一、〇六六	三九六	九七	六、四〇〇	一點	一八點
綿タオル	六、五三五本	四七五	二九〇	二一五	一五、四八七	二〇、九五八	六、〇三三	五、五八四	一三、六六一	四、六三七	一、一三五	七五、〇〇〇	一本	四點
綿手拭	四、一七六枚	三〇四	一八五	一三八	九、九二二	一三、四一四	三、八六一	三、五七三	八、七四五	二、九六七	七二七	四八、〇〇〇	一本	三點
地下足袋	一、六五三足	一三〇	七三	五四	三、九二四	五、三〇九	一、五二八	一、四一五	三、四六一	一、一七五	二八八	一九、〇〇〇	一足	一五點
ゴム〇靴	六一足	四	三	二	一四四	一九六	五六	五二	一二八	四三	二	七〇〇	一足	三五點
半長靴	三五足	三	二	一	八三	一一〇	三三	三〇	七三	二五	六	四〇〇	一足	二五點
自轉車タイヤー	一七四本	一三	八	六	四一三	五五九	一六一	一四九	三六三	一二四	三〇	二、〇〇〇	一本	三〇點
自轉車チューブ	一七四本	一三	八	六	四一三	五五九	一六一	一四九	三六三	一二四	三〇	二、〇〇〇	一本	一〇點
リヤカータイヤー	七本	一			一七	二二	六	六	一五	五	一	八〇	一本	四〇點
リヤカーチューブ	七本	一			一七	二二	六	六	一五	五	一	八〇	一本	一五點
國産煙草	四〇一、九六四本	二九、二五四	一七、八四〇	一三、二三六	九九三、九九〇	一、二九一、〇五〇	三七一、六一四	三四三、九六二	八四一、五二八	二八五、六二四	六九、九三八	四、六三〇、〇〇〇	三〇本	一點
酒	六八、六四〇合	四、七四五	二、九三八	二、二三三	一五四、四九三	二〇七、〇九一	六五、五二一	六〇、三三一	一四〇、〇一〇	五一、四八〇	一四、二四八	七七一、七一〇		

◎放出物資單位點數表
毛ズボン　一點
毛ジヤケツ　一點
コート　一點
それぞれ三〇點
綿ズボン　一點
綿ジヤケツ　一點
〃　二五點
毛シヤツ　一點
スエーター　一點
〃　二〇點
綿シヤツ　一點
靴　一點
〃　一五點
毛アンダーシヤツ　一點
毛ズボン下　一點
〃　一〇點
綿アンダーシヤツ　一點
綿ズボン下　一點
〃　五點

これらの配給物資は事前割當にもとづき九月二十九日に郡市別に割當てられ地方事務所の各町村割當も十月十日迄に完了し市町村長は十月二十日迄に供出農家のうける豫定點數の六割の點數切符の前渡しをされることになつている

エコー

この欄は投書欄です、縣の放送自動車に因んで名附けました、その名の示す如く縣政に對するあらゆる反響をお寄せ下さい。その聲を廣く公開して明朗縣政を確立しようではありませんか…紙上匿名隨意、

買收農地開墾について

農地改革による買收農地開墾に就いて嚢に申請致しました増反希望土地の開墾を今秋農繁期終了後着手致し、來春農繁期迄に相當開墾致し度、計畫して居ますが、地主側では立木等の處分に就いても一向耳を傾けず中には地主であつて村農地委員長の職務に在り、絶對に賣却はしないと言明している。早々開墾に着手出來る様に縣營局より各町村に通達して速かに立木等取除き處分を地主側に指令して貰いたい。一般山間部の増反希望農家では收入のある事業が無く、金ずまりが深刻となり、手を束ねて開墾に着手出來るのを待つています。（K氏より）

右に對し、縣では四項目に分ち、それぞれ適切な處置の決來るよう回答するところがあつた。

電燈の無い村解消

近野村に点燈の喜び

十月五日、西牟婁郡近野村では電燈工事竣工式を擧げることになつた。同村は昨年より自家發電を計畫し、工費千五百萬圓に惱んだいたので、縣では關配から配電を受けるよう慫慂し、種々折衝を重ねた末關配より受電する事となり、二川村よりり配電することとなつて、今日の喜びを見るに至つた。同村は三七一戸、經費五八〇萬であつた。

九月縣會に於ても電燈のない村の解消が取上げられたが、本縣に於ける無電点村は左の通りである。

1、本年十月中に完了見込
東牟婁郡玉置口村全村、小川村西赤木、田中、神平、請川村大野地域、小口村、七川村平井
西牟婁郡北富田村庄川、周參見町一部、栗栖川村一部

2、既着工村
西牟婁郡七川村下露西川、松根、添野川請川村靜川、北山村下尾井、三栖村、高城村

3、未着手村
西牟婁郡三舞村、二川村、三川村
日高郡矢田村、寒川村、早蘇村

其の他の郡に於ては目下調査照會中である。尚点燈工事に關しては縣より補助金が交付されることになつている

一般用

セメントを縣が近く配給

セメント生産狀況の好轉にともない微量需要者用として縣建築課に七百噸の割合があつたので縣ではこれを各地方事務所を通じ各市町村へ割當てたから需用者は町村役場又は市役所の出張所でセメント配給補助劵の交付を受け最寄のセメント販賣所で買受けて下さい。なおその他、縣建築課では住宅補修用として少量ではあるが左の建築資材の割もしているから需要の方は所定の申請して下さい。
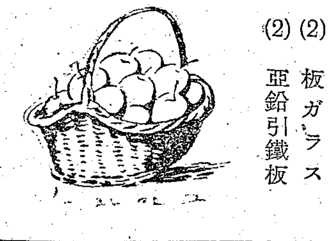
(1) セメント
(2) 板ガラス
(2) 亞鉛引鐵板